

## (1) 障がい者福祉団体活動助成事業

## ①地域づくり事業

対象事業	事業内容	交付対象経費
ア 町民の理解や意識の向上に寄与する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広く町民が参加可能な研修会等の開催</li> <li>○児童生徒等を対象とした福祉体験・学習事業の開催</li> <li>○啓発用パンフレット等を活用した広く町民を対象とする情報発信</li> </ul>	講師謝礼、旅費、消耗品費、会場借上料、印刷製本費、宣伝広告費などの事業実施に直接必要な経費  (食糧費については、講師食事代等の必要最小限のものに限る。)
イ 障がい者の日常生活や社会生活の充実に寄与する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障がい者の社会参加機会の充実につながるイベント等の開催 (例：障がい者スポーツ体験機会や、共生型の交流機会の提供等)</li> <li>○関係団体・機関の支援者等の知識・技能を高めるために行う研修会等の開催</li> <li>○新たな生活支援事業の実施に向けた調査研究、研修会等の開催、ボランティア人材(担い手)の育成</li> </ul>	
ウ その他町長が特に必要と認める事業		

## ②設備等整備事業

対象事業	事業内容	交付対象経費
設備・備品等の購入	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公益性の高い福祉・ボランティア活動等の実施に直接必要な設備・備品の購入</li> <li>○団体関係者による知識・技能の習得・向上に寄与する備品の購入 (例：教材用備品の購入等)</li> <li>○障がい者の社会参加機会の充実に寄与する備品の購入 (例：障がい者スポーツ用具の購入等)</li> </ul>	備品購入費、設置手数料、保守料などの事業実施に直接必要な経費

## (2) 障がい福祉サービス事業所等活動助成事業

### ①地域生活環境整備事業

対象事業	事業内容	交付対象経費
ア 障がい者の重度化・高齢化等に対応できる住環境づくりに寄与する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○多様な障がい種別に対応可能なグループホームの整備（新設）</li> <li>○利用者への支援や安心・安全の確保に直接必要なグループホームの改修 （例：既存GHのバリアフリー改修等）</li> <li>○利用者の支援や安心・安全の確保に直接必要な設備・備品の購入</li> </ul>	工事請負費、備品購入費、設置手数料などの事業実施に直接必要な経費  ※用地取得・造成費は対象外とします。
イ 生活支援サービスの充実に寄与する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉有償運送等により、障がい者等の地域生活を支える移送サービス事業の実施に必要な設備・備品等（車両購入等）</li> <li>○その他、新たな生活支援サービスの実施に必要な設備・備品の購入</li> </ul>	
ウ その他町長が特に必要と認める事業		

### ②-1及び2 就労支援体制整備事業【ハード系事業】

対象事業	事業内容	交付対象経費
ア 就労環境の向上に寄与する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○利用者の支援や安心・安全の確保等に直接必要な設備・備品等の購入 （※本事業については助成上限額が30万円となります。）</li> </ul>	消耗品費、備品購入費、設置手数料などの事業実施に直接必要な経費
イ 収益体制の確保や工賃水準の向上に寄与する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○収益性の確保に直接寄与する設備・備品の購入（商品製造機器整備等） ※既存設備等の更新の場合は、耐用年数の経過など、更新の必要性が明確であると判断される場合。</li> <li>○販路拡大や営業活動など、収益性向上及び工賃水準の向上に寄与する設備・備品等の購入（外販活動に要する備品整備等）</li> </ul>	
ウ その他町長が特に必要と認める事業		

### ②-3 就労支援体制整備事業【ソフト系事業】

対象事業	事業内容	交付対象経費
ア 収益体制の確保や工賃水準の向上に寄与する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○販路拡大やブランド力向上などに向けた新たな宣伝・PR活動 （例：イベント開催、PR媒体の作成等）</li> <li>○新たな商品開発等に向けた研修事業及び調査研究事業</li> </ul>	講師謝礼、旅費、消耗品費、会場借上料、印刷製本費、宣伝広告費などの事業実施に直接必要な経費  （食糧費については、講師食事代等の必要最小限のものに限る。）
イ その他町長が特に必要と認める事業		